

## 9 飼料検査の概要

### (1) 検査

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づき、飼料の安全性の確保及び品質の保全と公正な飼料の取引の確保を図り、公共の安全確保と畜産物生産の安定に資するため、飼料の製造・販売事業場等に立入り、検査指導を行った。立入検査は延べ5回、収去飼料点数は15点であった。収去した飼料は栄養成分及び安全性等の分析検査を行った。

その結果、栄養成分検査及び安全性検査いずれも正常であった。

#### ア 月別飼料検査状況総括表

項目 年月	収去飼料件数							
	規格適合飼料		小計	非規格適合飼料			小計	合計
	配・混 合飼料	動物性 蛋白質 飼料		配・混 合飼料	動物性 蛋白質 飼料	単 体 飼 料		
R6. 6				9			9	9
R6. 7						1	1	1
R6. 11						5	5	5
合計				9		6	15	15

#### イ 立入検査状況

立入検査場所	検査対象 箇所数	立入検査 箇所数	収去 件数	収去件数の内訳		
				配混合飼料	単体飼料	牧草類
承認配合飼料工場	0					
その他の配混合飼料工場	36	2	9	9		
単体飼料工場	89	2	3		3	
飼料添加物工場	10					
飼料中継保管施設	—					
飼料輸入業者	13					
飼料添加物輸入業者	9					
飼料販売業者	168	1	3			3
飼料添加物販売業者	28					
運送業者	—					
その他の場所	—					
計	353	5	15	9	3	3

注) 1 承認配合飼料工場は、関税込率法第13条第1項に基づいて税関長の承認を受けた配合飼料工場（混合飼料のみを製造する工場を除く）とする。

2 立入検査箇所数は、延べ（立入回数）とする。

ウ 立入検査成績

区分	立入検査箇所数 a	指摘事項		指摘事項内容										計 c	現地指導一箇所当たり c/b		
		箇所数 b	割合 b/a	法第2章関係						規格適合飼料	法第32条表示	製造業者届	その他				
				成分規格	製造の基準	保存の基準	使用の基準	表示の基準	特定飼料等							製造管理者	
承認配合飼料工場																0	0
その他の配混合飼料工場	2	0	0													0	0
単体飼料工場	2	0	0													0	0
飼料添加物工場																	
飼料中継保管施設																	
飼料輸入業者																	
飼料添加物輸入業者																	
飼料販売事業場	1	0	0													0	0
飼料添加物販売事業場																	
運送業者																	
その他の場所																	
計	5	0	0													0	0

- 注) 1 承認配合飼料工場は、関税定率法第13条第1項に基づいて税関長の承認を受けた配合飼料工場(混合飼料のみを製造する工場を除く)とする。  
 2 一般表示事項欄には、飼料等の名称、種類、製造年月、製造業者の氏名又は名称及び住所、製造事業場の名称及び所在地について指導した件数を記載する。  
 3 製造管理者の届出事項に関する指導件数は、製造管理者欄に記載する。  
 4 立入検査箇所数は、延べ(立入回数)とする。

エ 収去飼料の試験成績

区分	収去件数	正常なもの		正常でないもの		法第23条関係			法第32条関係				正常でないものの処置(件数)				
		件数	%割合	件数	%割合	試験件数	正常でないもの		試験件数	正常でないもの			行政指導	指示	行政処分	告発	備考
							件数	%割合		成分量件数	原材料件数	計					
		合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	
配混合飼料	9	9	100	0	0	9	0	0	9	0	0	0	0				
単体飼料	3	3	100	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0				
牧草類	3	3	100	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0				
計	15	15	100	0	0	15	0	0	15	0	0	0	0				

注) 正常でないものの処置は、現地指導で終了したものは除く。また、当該都道府県が行ったもの(他から依頼されたものを含む)を記載し、他都道府県へ処置を依頼したものは含まない

オ 重量検査実施状況

製造業種別区分	検査 (A)			重量不足 (B)						(B) / (A) × 100			
	工場数	銘柄数	個数	工場数	配・混合飼料		動物性蛋白質飼料		単体飼料		工場数 %	銘柄数 %	個数 %
					銘柄数	個数	銘柄数	個数	銘柄数	個数			
配混合飼料工場	1	1	10								0	0	0
動物性蛋白質飼料工場	0	0	0								0	0	0
単体飼料工場	0	0	0								0	0	0
計	1	1	10								0	0	0

カ 現地指導及び行政指導内容

- (ア) 当所で検査、指導したもの 該当なし  
 (イ) 他所等の依頼で指導したもの 該当なし  
 (ウ) 他所等へ指導を依頼したもの 該当なし

キ 栄養成分に関する公表

公表年月日	規格適合飼料			非規格適合飼料			合計		
	検査件数	正常な件数	違反の件数	検査件数	正常な件数	違反の件数	検査件数	正常な件数	違反の件数
R6.9.20 R7.2.7	0	0	0	10 5	10 5	0	10 5	10 5	0
計	0	0	0	15	15	0	15	15	0

ク 安全性に関する公表

公表年月日	規格適合飼料			非規格適合飼料			合計		
	検査件数	正常な件数	違反の件数	検査件数	正常な件数	違反の件数	検査件数	正常な件数	違反の件数
R6.9.20 R7.2.7	0	0	0	9 5	9 5	0	9 5	9 5	0
計	0	0	0	14	14	0	14	14	0

## (2) 調査事業

飼料安全性確保強化対策事業の一環として、自家配合飼料を製造している農家を対象に製品の品質調査及び安全性検査を行った。

表1の農家を対象に、自家配合飼料3点、魚粉1点、混合発酵飼料1点の栄養成分に関する分析調査を実施した。

また、安全性検査としてカドミウム、鉛、及びヒ素の分析を行ったところ、すべての飼料において適正範囲内であった。

表1 令和6年度自家配合飼料品質調査 調査対象農家の概要

農家	畜種	経営形態	飼養規模
A	鶏	養鶏	採卵鶏 1413羽
B	鶏	養鶏	採卵鶏 500羽
C	乳牛	酪農経営	搾乳牛 54頭

表2 飼料安全性確保強化対策事業 飼料の分析結果（現物値）

調査農家		粗蛋白	粗脂肪	カルシウム	りん	粗繊維	粗灰分	水分	カドミウム	鉛	ヒ素	亜鉛	銅	鉄	マンガン
		%	%	%	%	%	%	%	(mg/kg)						
A	自家配合飼料	14.4	5.1	0.4	0.8	2.8	4.7	17.5	0.13	0.08	0.55	53.2	3.9	149.6	65.3
	魚粉	55.1	8.1	3.0	3.3	0.2	19.1	9.3	1.08	0.77	2.62	123.2	6.2	487.1	16.3
	混合発酵飼料	9.6	1.8	0.3	0.4	2.1	3.5	16.7	0.01	0.31	0.08	32.1	3.2	122.7	40.1
B	自家配合飼料	10.9	3.0	2.5	0.4	2.7	8.7	38.5	0.06	0.11	0.92	26.2	3.5	254.8	30.3
C	自家配合飼料	5.0	1.2	0.2	0.1	6.9	2.9	62.6	0.02	0.09	0.06	9.7	2.3	544.1	11.3